

排出事業者の責任について その⑧ ～マニフェスト交付者の義務～

マニフェスト交付者(排出事業者)には下記のように義務があります。
また、マニフェストについてはちょっとしたミスで罰則を受けてしまう可能性があるため十分ご注意ください。

管理票交付等状況報告書

マニフェスト交付者は年に1度、交付したマニフェストに関する報告書を都道府県知事、中核市・政令指定都市長に提出しなければなりません。

報告対象者	マニフェスト交付者(排出事業者・中間処理業者)
報告対象期間	前年度(前年4月～本年3月)
提出期限	6月30日
報告先	都道府県知事、中核市・政令指定都市長
報告の内容	廃掃法施行規則第8条の27に定められている様式第3号により、排出事業場ごとに廃棄物の種類、排出量、運搬受託業者、処分受託業者等について報告する。様式は各行政のHPからダウンロードできる。
注意点	報告先によって報告書への記入の仕方が異なる場合があるので各HP等で確認すること

caution! 管理票交付等状況報告書を提出しなければ、行政から勧告を受けることがあります。この勧告に正当な理由も無く従わない場合は、勧告に従うように命令され、これにも従わなければ、**6か月以下の懲役または50万円以下の罰金**に課せられる可能性があります。

措置内容等報告書

マニフェスト交付者は次A～Dの事由が起こった時は、環境保全及び安全のために必要な措置を講じなければなりません。
その講じた内容を「措置内容等報告書」として、事由の発生した日から30日以内に排出現場の都道府県知事、中核市・政令指定都市長に提出しなければなりません。本報告書の様式は各行政のHPからダウンロードできます。

A マニフェストを交付した日から下表記載の期間内に処理業者からマニフェスト各票の送付が無い場合

マニフェスト	送付者	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票	運搬受託者	90日	60日
D票	処分受託者	90日	60日
E票	処分受託者	180日	

B 法定記載事項の記載が無いマニフェストの写しの送付を受けた場合
P (法定記載事項については本ニュースvol.13をご確認ください)

C 虚偽記載のあるマニフェストの写しの送付を受けた場合
C ※この場合本報告書提出は、虚偽記載のあることを知った日から30日以内

D 処理業者から産業廃棄物を処理できないという通知(処理困難通知)を受けた場合

point 上記A～Dに対して講ずる措置としては、廃棄物が適正に処理され、今後同じことが起こらないようにするために、契約の解除、未処理の廃棄物の処理計画を立てるなどが挙げられます。

caution! 上記A～Dの事由が起こったにも関わらず、期限内に措置内容等報告書を提出しなければ、行政から勧告を受けることがあります。この勧告に正当な理由も無く従わない場合は、勧告に従うように命令され、これにも従わなければ、**6か月以下の懲役または50万円以下の罰金**に課せられる可能性があります。

【質問コーナー】 マニフェストを紛失した時の対応は ?

Q マニフェストを紛失してしまったのですが、どうすれば良いのですか。マニフェストは再発行しても良いのでしょうか。

A マニフェストは、産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に同時に交付するものなので、後日再発行することはできません。ではどうするか？最終的に排出事業者の手元に残るのは、A、B2、D、E票の4つです。A票は排出事業者の控え伝票ですが、残りの3票は全て「写し」です。そして、排出事業者はマニフェストの「写し」を保管することとされています。つまり、写しを紛失した場合はその元となる票のコピーを保管すればよい、ということになりますので、各票を紛失した場合は下記の方法でマニフェストのコピーを保管してください。
①A票もしくはB2票を紛失...B1票をコピーして保管してください。
②D票もしくはE票を紛失...C1票をコピーして保管してください。
いずれの場合も、「〇〇票を紛失したため、●●票の写しを控えとする」を備考欄に記載することが望ましいと思われます。
なお、電子マニフェストを使用すればマニフェストの保存の必要が無く、返送に必要なコストや郵便事故による紛失リスクを回避できるので、電子マニフェストの使用を推奨しております。

注) 処理業者からのマニフェストの返送が遅れているケースは、「マニフェストの紛失」には該当しません。
返送遅れの場合は、上記「措置内容等報告書」欄をご参照ください。

NEXT 次回は、「委託契約書」について解説致します

※本記事の内容は弊社独自の見解を含んでいます。実務に関しては管轄の自治体にご確認ください。

発行: 株式会社浜田
CSR担当 今井・涌嶋
TEL: 072-686-3500